平成２０年（フ）第１１５号
新潟県燕市桜町205番地
破産者　富所　丈士
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２０年（フ）第１１６号
新潟県燕市桜町205番地
破産者　富所　友子
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第１６４号
金沢市専光寺町ニ108番地１
破産者　株式会社フジイテクノス
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１１５１号
名古屋市中区丸の内２丁目６番２号
破産者　有限会社金毘羅コーポレーション
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第９０４９号
大阪市西区立売堀１丁目４番12号住友生命立売堀ビル
破産者　株式会社プラン・ドウ
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２３６７号
大阪市中央区南本町２丁目４番10号
破産者　株式会社ティファナ
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２６８１号
大阪市大正区千島１―29―43、商業登記簿上の本店所在地大阪市西区九条１丁目11番22号
破産者　興洋金属株式会社
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２７０７号
大阪府交野市神宮寺１丁目26番12号
破産者　株式会社厚主工務店
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２８０４号
大阪市西区京町堀１丁目10番８号
破産者　有限会社大河貿易
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２８７１号
大阪府八尾市太田新町７丁目115番地の１
破産者　有限会社中島建設
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２９７２号
大阪府守口市大日東町12番４―601号
破産者　株式会社伸盛
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４７５３号
大阪市住吉区山之内３丁目７番３号
破産者　株式会社大加土木
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０９７号
大阪市北区天神橋５丁目６番７号
破産者　サンワ・リノベーション・サポート株式会社
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５２４９号
大阪市西淀川区佃３丁目10番27号
破産者　三伸工業株式会社
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４１７号
大阪市東成区東小橋２丁目７番18号
破産者　大阪そば製粉株式会社
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４２３号
大阪市中央区谷町２丁目７番４号６階
破産者　株式会社日本ケノス
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４３０号
沖縄県中頭郡北中城村字渡口2459番地
破産者　有限会社コザ酒類販売
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６３３号
大阪市西区西本町１丁目10番３号
破産者　マキタ工業株式会社
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６５８号
神戸市東灘区鴨子ケ原２丁目３番12―302号
破産者　有限会社神戸・ヤム・ヤム・カンパニー
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８９号
神戸市中央区加納町４丁目３番３号
破産者　株式会社神戸セントラルステーキ
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３号
兵庫県川西市久代２丁目１番13号
破産者　株式会社中央木材
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２４２号
兵庫県宝塚市大成町６番５号、商業登記簿上の本店所在地大阪市北区西天満５丁目11番23号
破産者　有限会社インデックススタジオ
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２０年（フ）第７５６号
奈良市東九条町269番地の16、商業登記簿上の本店所在地奈良市北之庄西町２丁目１番７号
破産者　エイチ総建有限会社
1　決定年月日　平成21年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所